夫○○△男を甲、妻○○▲を乙とし、両名は今回協議の上**離婚**することを合意し、その届出にあたって次のとおり契約した。  
  
第１条　甲乙間の○○Ａ男（平成１０年１月１日生。以下丙という）及び○○Ｂ子（平成１５年５月５日生。以下丁という）の親権者を乙と定め、乙はその養育監護を担当するものとする。  
  
第２条　甲は乙に対し、丙及び丁の養育費として、平成２２年５月３１日から丙と丁がそれぞれ成年に達する月まで１か月各２５０００円合計５００００円を毎月末日限り、「株式会社みやぎ銀行青葉支店の乙名義の普通預金１２３４５６」の銀行口座に振り込み支払うものとする。  
前記養育費について増減がある場合は甲乙協議の上増減できるものとする。  
  
第３条　丙又は丁が入学・進学・病院入院等で特別の出費を要したときは、乙の請求により、甲は乙と協議の上、直ちにその必要費用を乙に支払うものとする。  
  
第４条　甲は乙に対し、本件離婚に対する財産分与として、次の不動産を譲渡し、平成２５年５月１日までに、所有権移転登記手続を行う。  
(1)青葉マンション１０１号及びその敷地権  
但し、上記不動産の移転費用及び登録免許税は乙の負担とする。  
  
第５条　乙は甲に対し、丙又は丁との面接交渉を認め、その面接の回数、日時場所及び方法等については、丙又は丁の情緒安定に十分配慮しながら、両者誠実に協議してこれを定めるものとする。

※または別紙にて面会交渉について具体的に記載（誰がどこにどの様な手段で子を連れて、どこへどの様に引き渡すか、また、面会交流時間とその他の連絡方法と注意事項について克明に記載）  
  
第６条　甲は、第２条及び第３条記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

第７条　甲と乙は、本日、社会保険庁長官に対し当事者間の別紙記載の情報に係る対象期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を5割とする旨合意する。  
※割合は夫婦協議の上、決める  
  
第８条　甲及び乙は、以後相手方に対し、本契約書記載以外の金銭的要求その他相手方の迷惑となるような一切の行為をしないことを相互に確認した。  
  
平成２５年２月１日  
両者の氏名と捺印、この名前を記載